

『池田市タブレット端末iPad活用のルール(学校編)』について

池田市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立つための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、池田市教育委員会は『池田市タブレット端末iPad活用のルール』を定めました。全校でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動で使うことが目的です。学習活動に関わることに使用しましょう。

2 使用する場面

- ・授業中の学習活動において使用します。
- ・休み時間に使用できるのは、先生が教室にいて、タブレットの使用を認めるときだけです。

3 使い方

- ・学校では先生の指示を聞いて使用します。
- ・持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・タブレットの画面は指で触れる、または専用ペンを使うようにします。
→鉛筆やペンで触れたり、落書きをしたり、磁石を近づけたりなどは絶対にしません。
- ・水分や暑さに弱いです。湿気の多いところや日光の直接当たるところ、水筒のそばでは使いません。
- ・タブレットは借り物です。
→本体や充電ケーブルにシールを貼ったり、絵をかいたりしてはいけません。

4 保管

- ・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ・机の端に置いたまま、席を離れないようにします。

5 健康のために

- ・タブレットを使うときは、正しい姿勢で画面に近づき過ぎないように気をつけましょう。
(寝転びながら使用することはやめましょう。)
- ・目が疲れてきたら、画面を見るのをやめて少し休憩するようにしましょう。

6 安全な使い方

- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)をみんなが見られるところに書き込んではいけません。
- ・配られたパスワードは人に教えず、大切に保管します。
- ・相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。
- ・インターネットには制限がかけられていますが、あやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせましょう。

7 カメラの使い方

- ・先生が許可した時以外はカメラを使いません。
- ・カメラで誰かを撮るときには、必ず相手の許可をもらいましょう。

8 インターネットの使い方

- ・学習に不必要な言葉を検索してはいけません。(ゲーム・アニメなど)
- ・ゲームや画像、動画のダウンロードをしてはいけません。

9 使用していて困ったときは

- ・学校でiPad本体やインターネットが使えなくなって、困ったときは、すぐに先生に知らせます。
- ・壊れてしまったり、失くしてしまったりしたときには、すぐに先生に知らせます。

10 使用の制限

- ・『池田市タブレット端末iPad活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。
- ・わざとiPadを壊した場合には、修理費用を弁償してもらうことがあります。